

我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数  
(レッドデータブック・レッドリスト掲載種数表)

(平成16年7月現在)

動物

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種			準絶滅危惧種	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	絶滅のおそれのある種数
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類				
				ⅠA類	ⅠB類					
哺乳類	約200	4	0	32		16	16	9	12	48
				12	20					
鳥類	約700	13	1	42		48	16	15	2	90
				17	25					
爬虫類	97	0	0	7		11	9	1	2	18
				2	5					
両生類	64	0	0	5		9	5	0	4	14
				1	4					
汽水・淡水魚類	約300	3	0	58		18	12	5	14	76
				29	29					
昆虫類	約3万	2	0	63		76	161	88	3	139
陸・淡水産貝類	約1千	25	0	86		165	206	69	5	251
クモ類・甲殻類等	約4,200	0	1	10		23	31	36	0	33
動物小計		47	2	303		366	456	223	42	669

植物等

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種			準絶滅危惧種	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	絶滅のおそれのある種数
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類				
				ⅠA類	ⅠB類					
維管束植物	約7千	20	5	1,044		621	145	52	0	1,665
				564	480					
蘚苔類	約1,800	0	0	110		70	4	54	0	180
藻類	約5,500	5	1	35		6	24	0	0	41
地衣類	約1千	3	0	22		23	17	17	0	45
菌類	約16,500	27	1	53		10	0	0	0	63
植物小計		55	7	1,264		730	190	123	0	1,994

動物・植物等合計		102	9	1,567		1,096	646	346	42	2,663
----------	--	-----	---	-------	--	-------	-----	-----	----	-------

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993, 1995, 1998)」等による。
- (2) 維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は植物分類学会の集計による。
- (3) 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
- (4) 絶滅のおそれのある種(亜種等を含む)の現状は、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—両生類・爬虫類、植物Ⅰ、植物Ⅱ(環境庁編 2000)、哺乳類(環境省編 2002)」及び「レッドリスト鳥類、汽水・淡水魚類、無脊椎動物(環境庁作成1998, 1999, 2000)」による。  
カテゴリーは以下のとおり。

絶滅(Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種  
 野生絶滅(Extinct in the Wild) : 飼育・栽培下でのみ存続している種  
 絶滅危惧Ⅰ類(Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種  
 絶滅危惧Ⅱ類(Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種  
 準絶滅危惧(Near Threatened) : 存続基盤が脆弱な種  
 絶滅のおそれのある地域個体群(Threatend Local Population) : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

国内希少野生動植物種

平成16年7月2日現在（全73種）

\* 鳥 類 (39種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
あほうどり科	アホウドリ	デ イオメデ ア・アルバトルス	H5.2.10 政令第17号 (H5.4.1施行)	
う科	チシマウガラス	フアコロコラス・ウリレ	以下同上	
こうのとりの科	コウノトリ	キコニア・ボ イキナ		
とき科	トキ	ニボ ニア・ニボ ン		
がんかも科	シジウカラガン	ブ ランク・カチ デ ンスリス・レウコバ レイ		
わしたか科	オオタカ	アキビ テル・ゲ ンティリス・フジ ヤマエ		
	イヌワシ	アキテラ・クジュサエリス・ヤボ ニカ		
	ダイトウノスリ	ブ テオ・ブ テオ・オスロイ		
	オガサワラノスリ	ブ テオ・ブ テオ・トヨスイマイ		
	オジロワシ	ハリアイトリス・アルビ キルラ・アルビ キルラ		
	オオワシ	ハリアイトリス・ベ ラキ クス・ベ ラキ クス		
	カンムリワシ	スピ ロルニス・ケエラ・ベルブ レクス		
	クマタカ	スピ サ エトリス・ニハ レンシリス・オリエンタリス		
はやぶさ科	シマハヤブサ	ファルコ・ベ レク リリス・フルイティイ		
	ハヤブサ	ファルコ・ベ レク リリス・ヤボ ネンシリス		
きじ科	ライチョウ	ウコ アス・ムトリス・ヤボ ニクス		
つる科	タンチョウ	ゲ ルス・ヤボ ネンシリス		
くいな科	ヤンバルクイナ	ラハリス・オキナウエ		
しぎ科	アマミヤマシギ	スコバ クス・ミラ		
	カラフトアオアシシギ	トリンガ ・グ ティフェル		
うみすずめ科	エトビリカ	ルンダ ・キルラ		
	ウミガラス	ウリア・アアルグ ・イノルタ		
はと科	キンバト	カルコファア ス・インディ カ・ヤマスイイ		
	アカガシラカラスバト	コルンバ ・ヤンティナ・ニクス		
	ヨナクニカラスバト	コルンバ ・ヤンティナ・ステイネリ		
ふくろう科	ワシミミズク	ブ ボ ・ブ ボ	H9.11.27 政令第338号 (H9.12.28施行)	
	シマフクロウ	ケトバ ・ブ ラキストニ・ブ ラキストニ	H5.2.10 政令第17号 (H5.4.1施行)	
きつつき科	オーストンオオアカゲラ	デ ント ロコボ ス・レウコリス・オウストニ	以下同上	
	ミユビゲラ	ビ コイデ ス・トリダ クテュルス・イノウエイ		
	ノグチゲラ	ザフェビ ボ ・ノグ キイ		
やいちょう科	ヤイロチョウ	ビ タ・ブ ラキウラ・ユンツア		
ひたき科	アカヒゲ	エリタリス・コマド リ・コマド リ		
	ホントウアカヒゲ	エリタリス・コマド リ・ナミエイ		
	ウスアカヒゲ	エリタリス・コマド リ・スア ルリス		
	オオトラソグミ	トルムトリス・ダ クマ・アマミ		
	オオセッカ	メガ ルリス・ブ リエリ・ブ リエリ		
みつすい科	ハハジマメグロ	アハ ロブ テロン・ファミリア・ハハシマ		
あとりの科	オガサワラカワラヒワ	カルト ウエリス・スニカ・キトリス イ		
からす科	ルリカケス	ガ ルリス・リド テイ		

\* 哺乳類 (4種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
おおこうもり科	ダイトウオオコウモリ	ブ テロブ ス・ダ スマルリス・グ イエンシリス	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	
うさぎ科	アマミノクロウサギ	ベンタラグ ス・フルネイ	同 上	
ねこ科	ツシマヤマネコ	フェリス・ウアプ ティルラ	H6.1.28 政令第13号 (H6.3.1施行)	
	イリオモテヤマネコ	フェリス・イリモテニス	同 上	

\* 爬虫類 (1種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
へび科	キクザトサワヘビ	レビ ストリベ ス・キザトイ	H7.2.8 政令第18号 (H7.4.1施行)	

\* 両生類 (1種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
さんしょうお科	アベサンショウウオ	ヒルビ クス・アベイ	H7.2.8 政令第18号 (H7.4.1施行)	

\*魚類 (4種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
こい科	ミヤコタナゴ	タナゴ	H6.1.28 政令第13号 (H6.3.1施行)	
	イタセンバラ	アサギナギ	H7.2.8 政令第18号 (H7.4.1施行)	
	スイゲンゼニタナゴ	アサギナギ	H14.8.7 政令第276号 (H14.9.1施行)	
どじょう科	アユモドキ	アユモドキ	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	

\*昆虫類 (5種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
とんぼ科	ベッコウトンボ	ベッコウトンボ	H6.1.28 政令第13号 (H6.3.1施行)	
げんごろう科	ヤシャゲンゴロウ	ゲンゴロウ	H8.1.18 政令第4号 (H8.2.1施行)	
こがねむし科	ヤンバルテナゴコガネ	ヤンバルテナゴコガネ	H8.1.18 政令第5号 (H8.2.2施行)	
しじみちょう科	ゴイシツバメシジミ	シジミ	H8.1.18 政令第6号 (H8.2.3施行)	
せみ科	イシガキニイ	イシガキニイ	H14.8.7 政令第276号 (H14.9.1施行)	

\*植物 (19種、うち特定国内希少種6種)

科名	種名		指定時期	特定国内希少野生動物種
	和名	学名		
おしだ科	アマミテンダ	アマミテンダ	H11.11.25 政令第380号 (H12.1.4施行)	○
つつじ科	ムニンツツジ	ムニンツツジ	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	
	ヤドリコケモモ	ヤドリコケモモ	H11.11.25 政令第381号 (H12.1.5施行)	
のぼたん科	ムニンノボタン	ムニンノボタン	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	
らん科	アサヒエビネ	アサヒエビネ	同上	
	ホシツルラン	ホシツルラン	同上	
	チョウセンキバナアツモリソウ	アツモリソウ	H14.8.7 政令第276号 (H14.9.1施行)	
	ホテイアツモリ	アツモリソウ	同上	○
	レブンアツモリソウ	アツモリソウ	H6.1.28 政令第13号 (H6.3.1施行)	○
	アツモリソウ	アツモリソウ	H9.9.5 政令第276号 (H9.11.1施行)	○
	オキナワセッコク	オキナワセッコク	H14.8.7 政令第276号 (H14.9.1施行)	
	コゴメキノエラン	コゴメキノエラン	同上	
	シマホザキラン	シマホザキラン	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	
	クニガミトンボソウ	クニガミトンボソウ	同上	
こしょう科	タイヨウフウトウカズラ	タイヨウフウトウカズラ	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	
とべら科	コバトベラ	コバトベラ	同上	
はなしのぶ科	ハナシノブ	ハナシノブ	H7.2.8 政令第18号 (H7.4.1施行)	○
きんぼうげ科	キタダケソウ	キタダケソウ	H6.1.28 政令第13号 (H6.3.1施行)	○
くまつばら科	ウラジロコムラサキ	ウラジロコムラサキ	H16.7.2 政令第222号 (H16.7.15施行)	

海生哺乳類のRDB掲載状況, (2003年1月現在)

分類	種名	IUCN・RDB (2002)	環境省RDB (1998)	水産庁RDB (1998)	日本哺乳類学会RDB (1997)	
海牛目	ジュゴン	VU	-	絶滅危惧	絶滅危惧	
食肉目	アシカ科	ニホンアシカ	-	絶滅危惧I	絶滅危惧	
		トド	EN	絶滅危惧II	危急	
		キタオットセイ	VU	-	減少	普通
	アザラシ科	ゼニガタアザラシ	-	絶滅危惧I	危急	絶滅危惧
		アゴヒゲアザラシ	-	-	減少	不能
		クラカケアザラシ	-	-	普通	普通
		ワモンアザラシ	-	-	減少傾向	不能
	イタチ科	ゴマフアザラシ	-	-	普通	普通
		ラッコ	EN	情報不足	絶滅危惧	-
	クジラ目	ナガスクジラ科	シロナガスクジラ	EN	-	希少 (北太平洋西側系統群)
ナガスクジラ			EN	-	危急 (日本海系統群, 東シナ海系統群)	絶滅危惧 (東シナ海個体群), 希少 (西部北太平洋個体群), 危急 (日本海個体群)
ザトウクジラ			VU	-	希少 (アジア系統群)	危急
イワシクジラ			EN	-	減少	危急
ニタリクジラ			DD	-	希少 (東シナ海系統群), 普通 (日本周辺)	危急
ミンククジラ		LR	-	普通	保護すべき地域個体群 (日本海系統群, 東シナ海系統群)	
コククジラ科		コククジラ	CR (アジア系個体群)	-	危惧 (アジア系統群)	絶滅危惧
セミクジラ科		ホッキョククジラ	LR	-	希少 (ベーリング海系統群), 危急 (オホーツク海系)	絶滅危惧 (オホーツク海個体群)
		セミクジラ	EN	-	危急	絶滅危惧
ハクジラ目		マッコウクジラ科	マッコウクジラ	VU	-	普通
	コマッコウ		-	-	-	不能
	オガワマッコウ		-	-	-	不能
	アカボウクジラ科	アカボウクジラ	DD	-	希少	不能
		ツチクジラ	LR	-	減少	希少
		オウギハクジラ	DD	-	減少	希少
		ハップスオウギハクジラ	DD	-	希少	希少
		コブハクジラ	DD	-	希少	希少
	マイルカ科	イチョウハクジラ	DD	-	希少	希少
		シワイルカ	DD	-	-	不能
ハンドウイルカ		DD	-	普通	保護すべき地域個体群 (日本沿岸個体群)	
スジイルカ		LR	-	減少 (太平洋沿岸系)	危急 (一部の個体群)	
マダライルカ		LR	-	減少傾向	不能	
ハシナガイルカ		DD	-	-	不能	
セミイルカ		-	-	-	普通	
マイルカ		-	-	普通	不能	
ハセイルカ		-	-	希少	不能	
サラワクイルカ		DD	-	普通	希少	
カマイルカ		-	-	普通	普通	
カズハゴンドウ		-	-	-	希少	
ネズミイルカ科	ユメゴンドウ	DD	-	-	希少	
	オキゴンドウ	-	-	減少 (東シナ海, 宍岐周辺個体群)	保護すべき地域個体群 (太平洋沿岸個体群)	
	シャチ	LR	-	希少	希少	
	ヒレナガゴンドウ	-	-	-	絶滅	
	コビレゴンドウ	LR	-	減少 (銚子以北)	希少	
	ハナゴンドウ	DD	-	普通	不能	
	ネズミイルカ	VU	-	希少	希少 (北日本個体群), 不能 (その他極東海域個体群)	
	スナメリ	DD	-	希少 (日本沿岸)	絶滅危惧 (大村湾個体群), 希少 (その他日本沿岸個体群)	
イッカク科	イッカク	DD	-	-	不能	
	シロイルカ	VU	-	希少	不能	

CR: Critically Endangered (絶滅危惧 I A), EN: Endangered (絶滅危惧 I B), VU: Vulnerable (絶滅危惧 II), LR: Lower Risk (低リスク), DD: Data Deficient (情報不足), -: 対象外, 不能: 情報が不足してどのランクに相当するかが判定できない種.

(NACS-J: 野生生物の保護と法律/講談社)

# 種の保存法に関して水産庁と環境庁が交わした覚書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案に関する覚書

環自野第92号  
4水漁第1040号  
平成4年3月26日

環境庁自然保護局長 伊藤 卓雄  
水産庁長官 藤岡 俊彦

記

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案の国会提出に際し、下記のとおり了解する。

1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第4条第3項及び第5項の政令で定められる「国内希少野生動植物種」及び「特定国内希少野生動植物種」並びに法第5条で指定される「緊急指定種」は、水産資源保護法第4条第1項に基づく採捕制限等により保護すべき水産動植物であるところの

- ① 漁業対象の水産動植物（漁獲される水産動植物を含む。）
- ② その他漁業対象の水産動植物が生息し、生育していく上で重要な水産動植物（餌料水産動植物、産卵場を構成する水産植物等）を除いたものとする。

2 法第4条第4項の政令により「国際希少野生動植物種」として定められる水産動植物は、ワシントン条約附属書Iに掲げられているものうち我が国が留保をしているものを除いたものとする。

3 ワシントン条約附属書Iに掲げられている種のうち、アオウミガメ、アカウミガメ、ヒメウミガメ、オサガメ、スナメリ、ホッキョククジラ、ザトウクジラ、シロナガスクジラ、セミクジラ、トククジラ及びコククジラについては、「国内希少野生動植物種」、「特定国内希少野生動植物種」又は「緊急指定種」に指定しないこと。また、これらの種については、水産資源保護法第4条第1項に基づく採捕制限等により保護を行うこととし、輸入に係るものを除き法第12条の「積戻し等の禁止」及び法第17条の「陳列の禁止」の適用除外とすること。ワシントン条約附属書Iへの新たな種の追加（附属書Iに掲げられているものの留保の撤回を含む。）が行われる場合において、当該種が1の①又は②に該当するときも同様の取扱いとすること。

環自野第175号  
13水漁第1319号  
平成14年4月3日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案に関する覚書」に係る確認書

環境省自然保護局長 小林 光  
水産庁長官 木下 寛之

記

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案に関する覚書（平成4年3月26日付け環自野第92号、4水漁第1040号。以下「覚書」という。）の記1について、下記のとおり確認する。

1 我が国に生息するジュゴンについては、覚書の記1にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する「国内希少野生動植物種」として政令で定めることができること。

2 上記1によるジュゴンを国内希少野生動植物種として政令で定める際は、環境省は十分な時間的余裕をもって、水産庁に協議すること。

## 一目クジラを、どっと100人 袖ヶ浦

東海に航したクジラを一目見られた。千代田市の市民ら約100人が、千代田市の海岸に集まり、クジラを一目見られた。クジラは、本誌へりから、瀬田川河口の沖合に出現した。クジラは、約100人の市民らに一目見られた。クジラは、約100人の市民らに一目見られた。

東海に航したクジラを一目見られた。千代田市の市民ら約100人が、千代田市の海岸に集まり、クジラを一目見られた。クジラは、本誌へりから、瀬田川河口の沖合に出現した。クジラは、約100人の市民らに一目見られた。クジラは、約100人の市民らに一目見られた。

東海に航したクジラを一目見られた。千代田市の市民ら約100人が、千代田市の海岸に集まり、クジラを一目見られた。クジラは、本誌へりから、瀬田川河口の沖合に出現した。クジラは、約100人の市民らに一目見られた。クジラは、約100人の市民らに一目見られた。


